

欧州知的財産ニュース

2006年1～3月号 (Vol.12)

2006年3月31日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧にはpdfファイルの「しおり」もご利用ください)

特許

【欧州特許・共同体特許】

- ・ 欧州委員会、データベース指令の評価を公表し、意見公募を開始
- ・ EPC2000、2007年12月13日に発効
- ・ 欧州委員会、欧州における特許システムに関する意見公募を開始
- ・ 欧州議会、欧州理事会に対するリスボン戦略に関する提案を公表
- ・ EPO、‘Strategic Debate’に関する文書を公表
- ・ 欧州閣僚理事会、GI-DO及びTSGに関する規則を採択
- ・ ドイツ司法省大臣、欧州の特許制度についての会合を開催

【バイオテクノロジー・生物多様性】

- ・ 生物多様性条約、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する第4回アドホック作業部会会合開催

【医薬品】

- ・ 欧州議会、医薬品アクセスに関する規則案を採択
- ・ 欧州委員会、医薬品アクセスに関する規則案の欧州議会通過を歓迎
- ・ EU、WTOのジェネリック薬に関するTRIPS改定の決定を歓迎と発表
- ・ ロッシュ社、タミフルの再許諾、及びWTOへの寄付に関して公表
- ・ WHO、模倣医薬品に関する会議を開催
- ・ 欧州委員会、審査中の医薬品の模倣品のインターネット上での売買に警告を表明

【その他】

- ・ 英国特許庁、ゲームの特許性についての運用を変更すると発表

- ・ 英国特許庁、今年度第3四半期の達成度合いを公表
- ・ 英国特許庁、特許法条約 (P L T) を 2 0 0 5 年 1 2 月 2 2 日に批准
- ・ スイス連邦特許庁、特許出願に関する審査基準を改定
- ・ 英国特許庁、進歩性について意見公募を開始
- ・ 英国特許庁、芸術家の再販権に対するロイヤルティに関する規則が発効
- ・ 英国特許庁、特許法条約 (P L T) を 3 月 2 2 日に施行と発表
- ・ W I P O、実体特許法条約に関するオープンフォーラムを開催
- ・ E P O、審査手数料、調査手数料を改定すると発表

商標

- ・ スイス連邦特許庁、新商標基準の運用を開始
- ・ ドイツ特許庁、商標出願時に関する料金の値下げを発表
- ・ 英国特許庁、商標における相対的拒絶理由に関する意見公募を開始

意匠

- ・ 英国特許庁、意匠法の料金改正に関する意見公募を開始
- ・ O H I M、共同体商標・意匠分野の学術論文に対する賞を設置

模倣品・海賊版対策

- ・ ドイツ司法省、E U エンフォースメント指令の国内履行法の草案を配布
- ・ 欧州委員会、E U 税関水際における模倣品・海賊版差止実績 (2 0 0 4) を公表
- ・ ユニオン・デ・ファブリカン、第11回欧州知的財産権フォーラムをパリで開催

特許情報・電子出願

- ・ アイスランド特許庁、知的財産に関する2005年の統計を公表
- ・ ラトビア特許庁、知的財産に関する2005年の統計を公表
- ・ W I P O、国際特許分類 (I P C) フォーラムを開催
- ・ キプロス共和国、2005年の商標、特許に関する統計を発表
- ・ エストニア特許庁、特許、実用新案、商標、意匠に関する統計を発表
- ・ O E C D、「特許統計の概要 2005」を公表

- ・ W I P O、2005年のP C T出願数は13.4万件(前年比9.4%増)と発表
- ・ ドイツ特許・商標庁、2005年の知的財産に関する統計を公表
- ・ ドイツ連邦特許裁判所、2005年の統計を公表

その他

- ・ イタリアにおける新知的財産法(原文)
- ・ オーストラリア特許庁、カードによる料金支払いを開始
- ・ スイス連邦特許庁、W C TとW P P Tの批准、及び著作権法改正を決定
- ・ 英国特許庁、I S O 9001:2000の資格更新
- ・ 英国特許庁、大英図書館I Pセンターのオープンを歓迎と発表
- ・ ドイツ連邦司法省、著作権法の改正案を決定
- ・ E P O、オンライン料金支払いシステムに新機能を追加

欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(坂東)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent@d.jetro.deまでお知らせ下さい。Copyright(C)2006JETRO デュッセルドルフセンター(坂東)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

特許

【欧州特許・共同体特許】

・欧州委員会、データベース指令の評価を公表し、意見公募を開始

欧州委員会(European Commission)は、「データベースの法的保護に関する指令(Directive) 96/9/EC の第1回目の評価」と題する文書を公表するとともに、この文書に対するコメントを募集する旨、12月12日付けでプレスリリースを行った。

同指令は1996年2月に採択されたもので、データベース製作者のための15年間有効な新たな排他的で独自の(“ sui generis ”)権利(注)を設けることにより、データベース自体がイノベティブなものか否かに係わらず、時間、費用、努力の投資に対する保護を行なうことを目的としている。

この評価においては、この独自の権利の導入により欧州におけるデータベース産業の成長率やデータベース生産性が向上したか否かに焦点を当てている。また、この権利の範囲が、欧州のイノベーションを促進する必要が有る分野を対象としているか否かについて考察している。

この評価に対するコメントが有る場合は、2006年3月12日まで受け付けている。

(注)独自の権利 : sui generis right

EUの法律では、データベースに創作性が有る場合は、著作権によって保護される。それ以外のデータベース、特に情報やありふれたデータを編集したもの、例えば電話帳、音楽チャート、サッカーの試合リストなどは、1996年のいわゆるデータベース指令によって導入された新しい形態の保護によって保護されうる。この保護が“独自のデータベース権”として知られているもので、例えば著作権のような他の形態の保護とは無関係のデータベースに対する独特の財産権のこと。

--- 欧州委員会のプレスリリースは、こちら ---

--- 欧州委員会が公表した、データベース指令の評価に関する文書は、こちら ---

--- データベース指令(Directive 96/9/EC)は、こちら ---

データベース指令に関連する記事は、欧州知的財産ニュース2004年9・10・11月合併号(Vol . 5)を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2004年9・10・11月合併号(Vol . 5)は、こちら ---

・EPC2000、2007年12月13日に発効

EPC加盟国であるギリシャは、2005年12月13日にEPC2000を批准した。ギリシャは第15番目の批准国。これにより、EPC2000第8条(発効)の規定に基づいて、その2年後に発効することになる。

また、例えばドイツやフランスなどのようにまだ批准していない16のメンバー国は、2007年12月13日の発効日までに批准しない場合は、自動的に条約のメンバー国でなくなる。

--- EPCメンバー各国の批准状況は、こちら ---

--- EPC2000自体は、こちら ---

・欧州委員会、欧州における特許システムに関する意見公募を開始

欧州委員会(European Commission)の域内市場・サービス総局(Internal Market and Services DG)は、EU域の保護制度を構築することを目的として今後どのような特許政策を行なっていけばユーザーニーズに最大限応えることが出来るか、について意見公募(public consultation)を行なう旨、1月16日付けでプレスリリースを行なった。

欧州議会は、共同体特許が優先事項である一方で、欧州における特許制度を改善するためには近い将来どのような手段を取りうるのか、について意見を求めている。

公表された1月9日付けの調査票では、次の3つの主要論点に焦点が当てられている。

1. 共同体特許
2. 欧州における現在の特許制度の改善方法
3. 調和可能な分野

さらに、共同体特許に関する作業が続けられている間、特に現在の欧州特許制度の枠組みの中で何を実施しうるか、また各国特許法の調和、あるいは各国特許の相互認証を通じて、各国特許制度をより密に連携させることによって何が実施できるか、についても意見を求めている。特許係争に対する裁判の法的枠組みも重要な関心事項の一つとなっている。

意見公募は3月31日まで行なわれ、6月13日にはヒアリングが予定されている。

--- 欧州委員会の1月16日付けプレスリリースは、こちら ---

--- 欧州委員会が公表した1月9日付け調査表は、こちら ---

・欧州議会、欧州理事会に対するリスボン戦略に関する提案を公表

欧州議会(European Parliament)は、2006年春期の欧州理事会(European Council)に対するリスボン戦略に関してのインプットについての欧州議会の提案(European

Parliament resolution on the input to the Spring 2006 European Council in relation to the Lisbon Strategy) と題する文書を3月9日付けで公表した。

同文書は、次期欧州理事会が3月23、24日にブリュッセルにおいて予定されており、この会合に向けて、欧州議会からの提案として公表されたもの。同文書中の項目「イノベーションと研究/知的財産権/生涯学習(Innovation and Research / IPR / Life-Long Learning)」の第43段落には、次の通り知的財産権に関する記載が盛り込まれている。「現在の知的財産権訴訟の改革の必要性を強調する。; EU域における特許登録に必要となる費用は37,500～57,000ユーロであるのに対して、米国においては同じ手続が約10,000ユーロに過ぎない点、及び、特許手続に要する期間と複雑さが中小企業にとって重大な障害となっている点、に注意すべきである。欧州理事会に対して、知的財産権の適切な保護を保証するとともに、法的により確実としたイノベーションを促進すべく、構成国間における特許法の調和及び相互承認(harmonisation and mutual recognition of patent laws)の提案をできる限り早期に提出することを要求する。」

構成国間における特許法の相互承認の早期実現について欧州議会が言及した点は新たな動きとして注目される。

--- 欧州議会が公表した提案は、こちら ---

--- 次期欧州理事会の開催については、こちら ---

リスボン戦略に関連する記事は、欧州知的財産ニュース2005年6～9月号(Vol.10)を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2005年6～9月号(Vol.10)は、こちら ---

・ E P O、‘ Strategic Debate ’ に関する文書を公表

E P Oは、メンバー国で行なっている”戦略”についての議論(‘ Strategic Debate ’)に関する文書を公表した旨、2月16日付でプレスリリースを行なった。

E P Oのメンバー国間で進められている議論をよりオープンかつ透明性を確保して行なうべく、欧州特許機構の管理理事会が議論中の文書を公開しているもので、誰でも意見を提出できる。

これらの文書の中には、次のような文書が含まれている。

- ・ 2005年5月31日付のいわゆるマドリッド・ステートメント(“Madrid Statement”、正式なタイトルは、“Joint statement on the European patent network”)は、管理理事会の非公式な作業部会のメンバー(オーストリア、デンマーク、フランス、ドイツ、ハンガリー、オランダ、ポルトガル、スロバニア、スペイン、英国)が、同年4月22日及び5月26日に、E P Oと各国特許庁間の協力に関する戦略的議論に主眼を置いて開催した会合において作成されたもので、E P Oの作業の各国特許庁へのアウトソース

について言及されている。

- ・ 2005年11月25日付のEPO長官から管理理事会へあてられた意見においては、品質、サーチ結果の利用、作業の各国特許庁へのアウトソースなどについて言及されている。
 - ・ 2006年2月15日付で中小メンバー国12カ国は管理理事会に対する意見を提出し、品質管理や各国特許庁の作業結果の利用などについて言及している。
- 今後管理理事会は、2006年3月に会合を開催してEPOに "strategy package" を準備させ、同文書を6月に採択することを目指している。

--- EPOのプレスリリースは、こちら ---

--- 公表されている文書のリストは、こちら ---

--- 2005年5月31日に公表された "Madrid Statement" は、こちら ---

--- 2005年11月25日に公表されたEPO提案は、こちら ---

--- 2006年2月15日に公表された中小メンバー国の管理理事会に対する意見は、こちら ---

--- 管理理事会の今後の予定は、こちら ---

・ 欧州閣僚理事会、G I - D O 及び T S G に関する規則を採択

欧州閣僚理事会 (Council of the European Union) は、W T O ルールに従って農産品及び食料品に対する地理的表示 (Geographical Indications, GI) 及び原産地表示 (Designations of origin, DO) の保護に関する規則 (Regulation) 、及び伝統的特産品 (Traditional Specialities Guarantees, TSG) としての農産品及び食料品に関する規則、の2つの規則を採択した旨、3月20日付でプレスリリースを行った。

従来の法律では720の欧州の食品が原産地や特定の方法によって保護されており、非EU国がEUの承認を得るためには、同レベルの保護を行っている必要があった。今回の改正により、非EUの輸出業者にとってはEUの食品における商標が取得し易くなる。

昨年6月のW T O 決定によると、EUのG I - D O 規則、T S G 規則は外国の競争相手をEU市場から不正に排除しており、オーストラリアや米国からの同規則は貿易保護の一形態であるという訴えに答えるためには規則改正が必要であった。

EU農業地方発展 (Agriculture and Rural Development) 担当委員の Mariann Fischer Boel 氏によると、この法案はW T O ルールと完全に互換性があるもの。欧州共同体は、昨年5月19日に規則改正の意図を示すと共に、6月9日には遅くとも今年4月3日までには履行するとの立場を示していた。欧州議会 (European Parliament) は、3月16日に同規則に対する意見 (Opinion) を採択している。

--- 欧州閣僚理事会のプレスリリースは、こちら ---

--- WTOにおける議論の概要は、こちら ---

・ドイツ司法省大臣、欧州の特許制度についての会合を開催

ドイツ連邦司法省 (Federal Minister of Justice) は、ブリギッテ・ツィプリース (Ms. Brigitte Zypries) 司法省大臣が関係団体の代表を招いて、今後の欧州の特許制度のあり方に付いての会合を2月23日開催した旨、同日付でプレスリリースした。

欧州における特許保護制度に関して欧州議会 (European Commission) が意見公募を行なっている折の会合開催であった。同司法大臣のコメントは次の通り。「イノベティブな経済界や研究機関を代表するものらは、欧州特許保護システムの改善は、国際競争力を強化するために早急に行なう必要が有る、と語っていた。EUの共同体特許は近い将来に実現する可能性が薄そうなので、現在の特許システムを促進していくような計画を推進していくことを強く支持する。」

連邦政府は、現行の欧州特許制度の翻訳コストを削減を目指すロンドンアグリーメントの早期発効、及び欧州特許訴訟協定 (EPLA, European Patent Litigation Agreement) の実現を強力に支持しており、どちらも欧州特許条約 (European Patent Convention, EPC) を補完するもの。

--- ドイツ司法省のプレスリリース(ドイツ語)は、こちら ---

--- 上記プレスリリースの英語(仮訳)は、こちら ---

ロンドンアグリーメントの関連記事は、欧州知的財産ニュース2005年5月号 (Vol.9) を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2005年5月号 (Vol.9) は、こちら ---

--- ロンドンアグリーメントの批准等最新状況は、こちら ---

--- 欧州議会の意見公募については、こちら ---

--- EPLAの合意案等関連文書は、こちら ---

【バイオテクノロジー・生物多様性】

・生物多様性条約、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する第4回アドホック作業部会会合開催

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity: CBD) 遺伝資源のアクセスと利益配分に関する第4回アドホック作業部会会合 (Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit Sharing) が、1月30日から2月3日までスペインのグラナダにお

いて開催された。

遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分することを促進するための国際的な枠組み (international regime) の構築について議論を行なった。レジームの法的拘束力について先進国、途上国などの間で合意は得られず、EU等は法的拘束力の有るシステムに向けて議論を早急に進めすぎているとし、スイスなどが更なる研究・調査が必要であるとの立場であった。また、特許出願への遺伝資源または関係する伝統的知識の原産国の開示についての議論では、知的財産関係の事項はWIPPOやWTO/TRIPSで議論すべきとする先進国と途上国などの間で合意は得られず、議長テキストは、実体部分には括弧を付した併記のままで合意点が少ないまま、3月20日～31日ブラジルにおいて開催される生物多様性条約第8回締約国会議 (COP8) に送られた。

--- 会合文書は、こちら ---

【医薬品】

・欧州議会、医薬品アクセスに関する規則案を採択

欧州議会 (European Parliament) は、医薬品アクセスに関する規則 (Regulation) 案を採択した旨、12月1日付けでプレスリリースを行なった。

この規則は、WTO第4回閣僚会議において2001年11月14日に採択されたドーハ閣僚宣言「ドーハTRIPSと公共医療宣言」に関する2003年8月30日のWTO一般理事会決定に沿った制度をEU域内に設けようとするもの。この規則により、EU域内の企業が、特許権保有者の承認無しに、公衆衛生上の問題に直面し医薬品を必要とする国に対して輸出することを目的とした医薬品を製造する許可の申請が可能となる。つまり域内で特許保護されている医薬品であっても途上国への輸出用の医薬品に対しては強制実施権の付与が可能となり、途上国の医薬品価格が下がるという効果が期待される。ほとんどの途上国はジェネリック医薬品を生産する医薬品産業を有していないが、これらの国々も現在特許保護されている医薬品であるにもかかわらずジェネリック医薬品を輸入することが可能となる。

欧州委員会 (European Commission) は、2004年10月29日に同規則案を公表、その後欧州議会において議論されていたもの。

今後は閣僚理事会 (Council) において同規則案の採択に向けて議論されることになる。

--- 欧州議会のプレスリリースは、こちら ---

--- 医薬品アクセスに関する規則案は、こちら ---

医薬品アクセスに関する規則案に関連する記事は、欧州知的財産ニュース2004年9・10・11月合併号 (Vol.5) を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2004年9・10・11月合併号 (Vol.5) は、こちら ---

・ 欧州委員会、医薬品アクセスに関する規則案の欧州議会通過を歓迎

欧州委員会 (European Commission) の域内市場及びサービス総局 (Internal Market and Services DG) は、医薬品アクセスに関する規則 (Regulation) 案の欧州議会 (European Parliament) 通過を歓迎する旨、12月1日付けでプレスリリースを行なった。

--- 欧州委員会のプレスリリースは、こちら ---

・ EU、WTOのジェネリック薬に関するTRIPS改定の決定を歓迎と発表

欧州連合 (EU) は、世界貿易機関 (WTO) の一般理事会で、医薬品の知的財産権に関するWTO協定を修正することで12月6日合意したことについて、歓迎する旨同日付けでプレスリリースを行なった。

EUは、途上国の医薬品へのアクセスが改善される観点から、同日のWTOのTRIPS協定修正の決定を歓迎している。EUは、香港閣僚会議における開発パッケージの1つとしてWTOメンバーにこの対処を求めてきていたところであるとともに、この修正交渉において積極的に係わってきていた。この修正によりTRIPS協定の権利と義務のバランスが保たれることになる。EUは、WTOの決定に掲げられている制度をEUレベルで実現することを完全に約束するとともに、他のWTOメンバーにも同制度の実現を求めたい、としている。

--- EUのプレスリリースは、こちら ---

--- WTO一般理事会のTRIPS協定修正の決定については、こちら ---

・ ロッシュ社、タミフルの再許諾、及びWTOへの寄付に関して公表

スイスの製薬会社ロッシュ (Roche) 社は、インフルエンザ治療剤「タミフル (Tamiflu)」の特許所有者として知られるが、中国では初めて上海の医薬品グループに再許諾 (sublicense: 権利所有者が第三者に製造販売のライセンスを与えること) を与える旨、12月12日付けでプレスリリースした。

この2月弱の間にタミフルの生産協力に関心を示した200の組織を評価し、パートナーとなり得る12を選定、今後交渉を行なっていくという。2007年までには年間30億錠以上の供給能力に拡大する予定。特許と価格について、タミフルは特許制度の結果得られた発明を通じて存在するもので、医薬品の開発が特許付与を通して継続して促進されていくことが重要であり、協力と再許諾のポリシーを通して世界的なインフルエンザの流行の可能性に対抗すると共に、今後の発明の重要なインセンティブである知的財産権を支持する、としている。

また、ロッシュ社は、世界保健機関(WHO)に「タミフル」2000万錠を備蓄用に追加寄付する旨、1月17日付けでプレスリリースしている。2004年及び2005年8月の寄付と合わせて計5125万錠がWTOに寄付されたことになる。

2005年12月1日に欧州議会による医薬品アクセスに関する規則案の採択、6日にWTOにおけるジェネリック薬に関するTRIPS修正決定、などの動きがあった直後の大手製薬会社の動きは注目に値する。

--- ロッシュ社の12月12日付けプレスリリースは、こちら ---

--- ロッシュ社の1月17日付けプレスリリースは、こちら ---

・WHO、模倣医薬品に関する会議を開催

世界保健機関(World Health Organization: WHO)は、2月16～18日ローマにおいて「模倣医薬品との戦い:効果的な国際協力の構築(Combating Counterfeit Drugs: Building Effective International Collaboration)」という国際会議を開催し、18日ローマ宣言を採択した。

宣言では、次のような記載が盛り込まれている。

模倣医薬品は、生産から患者への提供までのあらゆる範囲の活動を含め、恥ずべき行為であり、かつ重大な刑事犯であって、人類の生命を危険にさらすとともに、健康システムを蝕むものである。

--- WHOのローマ宣言は、こちら ---

・欧州委員会、審査中の医薬品の模倣品のインターネット上での売買に警告を表明

欧州委員会(European Commission)は、欧州薬品審査庁(European Medicines Agency, EMA)(注1)で現在審査中の医薬品“Rimonabant”(注2)の模倣医薬品が幾つかのウェブサイトで売買されている状況に対して警告をする旨、3月27日付けでプレスリリースを行なっ

た。この医薬品は、E M E Aによって品質、安全性、効果が確認された後に販売することが出来るが、現在まだ審査中である。

(注1) 欧州薬品審査庁

1995年1月1日にEU15ヶ国(EC12ヶ国、オーストリア、フィンランド、スウェーデン)によりロンドンに設立された。同庁の中央審査方式による審査、承認手続きを経た医薬品については5年毎にEUの更新を行なう。

(注2) Rimonabant

肥満や禁煙などの治療用に開発された医薬品。

--- 欧州議会のプレスリリースは、こちら ---

--- 欧州薬品審査庁のホームページは、こちら ---

【その他】

・英国特許庁、ゲームの特許性についての運用を変更すると発表

英国特許庁は、ゲームに関する発明の特許出願の審査における運用を変更する旨、12月13日付でプレスリリースを行なった。

この変更は、Shopalotto.com社のコンピューターゲームについての特許出願に関するPumfrey J裁判官の決定に従ったもの。同裁判官は、「ゲームの特許性については、審査基準(The Official Ruling 1926(A))は1977年法(1977 Act)の解釈にあたって有効なガイドとなりえず、欧州特許条約(EPC)の規定に鑑みて解釈されるべきである。」とコメント。今後は、ゲームの特許性の判断に当たっては、この審査基準は用いられないこととなる。

なお、同内容は、1月6日付けプレスリリース及び1月11日付け「The Patents & Designs Journal」においても公表されている。

--- 英国特許庁の12月13日付けプレスリリースは、こちら ---

--- 英国特許庁の1月6日付けプレスリリースは、こちら ---

--- 英国特許庁の「The Patents & Designs Journal」No.6086(2006年1月11日発行)は、こちら ---

・英国特許庁、今年度第3四半期の達成度合いを公表

英国特許庁は、2005年度の第3四半期(2005年10～12月)における各種目標

値に対する実際の値を1月6日付けでプレスリリースした。

英国特許庁では、12の項目について数値目標値を設定し、これに対する実際の値を四半期毎に公表してきている。

これによると、例えば、特許のサーチレポートを5ヶ月以内に90%発行する、という項目においては第3四半期の実際の値は94.7%と第1四半期から連続して目標を達成している。また、請求から2年半以内に90%の特許を付与する、という項目においても、93.6%と第1四半期から連続して目標を達成している。その他にも商標やカスタマーサービス、請求に対する支払いなど様々な項目において数値目標が設定されており、四半期毎に結果を公表している。

--- 英国特許庁のプレスリリースは、こちら ---

--- 2005年度第3四半期のデータは、こちら ---

・英国特許庁、特許法条約 (PLT) を2005年12月22日に批准

英国特許庁は、2005年12月22日に特許法条約 (Patent Law Treaty ; PLT) を批准した旨、1月10日付けでプレスリリースを行なった。英国において同条約は2006年3月22日に発効する。

同条約は、各国異なる国内手続きを統一化、簡素化させることにより、出願人の負担を軽減するとともに、手続き上のミスによる特許権の喪失を回復する等の救済規定を設けるなどユーザーフレンドリーな面も兼ね備えた条約である。

同条約を批准した国は、英国が13カ国目である。

--- 英国特許庁のプレスリリースは、こちら ---

特許法条約については、日本国特許庁の記事を参照。

--- 日本国特許庁の記事は、こちら ---

・スイス連邦特許庁、特許出願に関する審査基準を改定

スイス連邦特許庁は、2006年1月1日から新しい特許出願に関する審査基準の運用を開始した旨、1月13日付けでプレスリリースした。

今回の新しい審査基準では、2001年に運用を開始した特許審査基準を全面的に改定している。それまでの審査基準は、審査方法、裁判、技術などについての見解が変更されるなど過去に数回改定されているものの基本構造は25年以上変更されていなかった。今回の改定にあたっては、外部ユーザの意見やEPOの審査基準を考慮に入れ、可能な限りE

POの審査基準との整合が図られている。

改定の目的は、審査基準が、審査官にとっては、振れのない効率よい審査を提供できるように分かり易く、明瞭、現実的なものであり、かつ、出願人にとっては特許庁の運用について情報提供するもので、簡単、迅速かつ透明性のある登録手続きに役立つものとなるようにするため。

新審査基準の基礎となる法律は、2005年3月1日に発効した特許法(“Patent Act”)で、特に、第59条(審査事項)、第1条(発明の特許要件 I . 一般的な前提条件)、第1a(発明の特許要件 II . 特別な場合)条及び第2条(特許要件の例外)である。

- スイス連邦特許庁のプレスリリース(ドイツ語)は、こちら ---
- 上記プレスリリースの英語(仮訳)は、こちら ---
- 新たに運用を開始した特許審査基準は、こちら ---
- 以前の特許審査基準は、こちら ---

・英国特許庁、進歩性について意見公募を開始

英国特許庁は、英国特許法及びその運用における“進歩性”について意見公募(consultation)を開始した旨、2月8日付けでプレスリリースを行なった。

この意見公募の目的は、特許要件の1つである“進歩性(inventive step)”のレベルが、訴訟において解決しようとするもの、英国の経済における特許の役割、第三者に対する効果、他国との一貫性・調和、品質などに鑑みて、最適なレベルに設定されているか否かを評価しようとするもの。この結果に応じて必要と思われる変更があれば行なっていく予定。意見がある場合は2006年5月31日まで提出することが出来る。

- 英国特許庁のプレスリリースは、こちら ---
- 英国特許庁の意見公募の文書は、こちら ---

・英国特許庁、芸術家の再販権に対するロイヤルティに関する規則が発効

英国特許庁は、芸術作品の再販権に対するロイヤルティについての権利を与える規則の導入により、今後は芸術家の創作に対する報償が得られるようになる旨、2月14日付けでプレスリリースを行なった。

芸術作品が英国の市場において1,000ユーロ以上で再販される場合は、最大販売価格の4%のロイヤルティを受け取ることが出来るようになる。この規則は、EUの芸術家の再販権指令(EU Artist's Resale Right Directive)に従って導入されたもの。

- 英国特許庁のプレスリリースは、こちら ---
- E U の芸術家の再販権指令は、こちら ---
- 英国特許庁が2005年に行なった意見公募(consultation)の結果は、こちら ---

・英国特許庁、特許法条約(PLT)を3月22日に施行と発表

英国特許庁は、2005年12月22日特許法条約(PLT)の13番目の批准国となり、2006年3月22日から施行される。

これにより特許出願に関する方式要件が合理化され調和が図られるため、世界全域において特許保護を容易に得られるようになり、ユーザのコスト低減につながる。2005年1月1日に施行された特許法(Patent Act 2004)により、既にPLTが規定する要件は満たしている。

PLTは、世界知的所有権機関(WIPO)における2000年6月1日付けの同意により2005年4月28日に施行され、既に53カ国が署名しているものの、国内特許法の改正の必要性などから現在のところ批准しているのは13カ国。

- WIPO提供の特許法条約の各国の施行日は、こちら ---
- WIPO提供の特許法条約の英国の批准日等は、こちら ---

・WIPO、実体特許法条約に関するオープンフォーラムを開催

世界知的所有権機関(WIPO)は、2006年3月1日～3日ジュネーブ国際会議センターにおいて実体特許法条約(Substantive Patent Law Treaty: SPLT)に関するオープンフォーラムを開催した。

昨年9月に開催されたWIPO加盟国総会において、特許制度の調和に関し、本フォーラムの開催を決定していたもの。延べ38名の講演者及び先進国、途上国、政府関係者、非政府組織等様々な分野の関係者約200名が参加し、ソフトウェア、公衆衛生、開発における知的財産の役割、伝統的知識と遺伝資源の開示などについて議論した。欧州からのスピーカーには、Sir John Sulston (Vice Chair, Human Genetics Commission, London), Ms. Anne Rejnhold Jorgensen (Director, International Affairs, Danish Patent and Trademark Office), Mr. Joseph Straus (Director and Professor of Law, Max Planck Institute for Intellectual Property, Competition and Tax Law, Munich)などが含まれる。

今後は非公式SCP (the Standing Committee on the Law of Patents) , 公式SCPにおいて作業計画が議論される。

--- WIPOのフォーラム開催発表は、こちら ---

--- フォーラムのプログラムは、こちら ---

--- フォーラムの作業文書は、こちら ---

・ EPO、審査手数料、調査手数料を改定すると発表

EPOは、4月1日から審査手数料、調査手数料を改定する旨、3月30日発行のOfficial Journal で公表した。

審査手数料 (examination fee) は1,490ユーロから1,335ユーロになるとともに調査手数料 (Examination fee) は1,000ユーロに設定される。また、PCT出願については、国際サーチ機関 (ISA) がEPOでない場合、審査手数料は1,490ユーロから1,335ユーロになるが、追加サーチレポート (Supplementary European Search report) 作成のための調査手数料は、ISAがカナダの場合に1,000ユーロ、日本、米国などの場合は810ユーロ、スペイン、フィンランドなどの場合は155ユーロとなる。2005年7月1日以降の出願に対して適用される。

--- EPOのOfficial Journal の上記発表は、こちら ---

--- 上記発表の付属文書は、こちら ---

商標

・ スイス連邦特許庁、新商標基準の運用を開始

スイス連邦特許庁は、2005年12月21日から商標法に関して、優先権に関する証拠書類の提出の遅延についての新たな商標基準 (Guideline) の運用を開始した旨、12月21日付けでプレスリリースを行なった。

これは、パリ条約第4条で規定されている優先権に関する証拠書類について、期限内に提出を行なわなかった場合に、スイス連邦の商標法第41条で規定されている期間内に応答がない場合の手續の延期が適用されない、という昨年9月28日に出されたスイス知的財産権審判部の判断を慎重に検討した結果、商標基準を変更することにしたもの。以前の商標基準 (Guideline) では、優先権に関する証拠書類については商標法第41条の規定が適

用されないと記載されていたが、適用できるように改正した(新しい商標基準の第27頁()内を参照。)

- スイス連邦特許庁のプレスリリース(ドイツ語)は、こちら ---
- 上記プレスリリースの英語(仮訳)は、こちら ---
- 新しい商標基準は、こちら ---
- 以前の商標基準は、こちら ---

・ドイツ特許庁、商標出願時に関する料金の値下げを発表

ドイツ特許庁は、商標に関する料金を改正し出願時に必要となる費用を1月1日から値下げする旨、1月1日付けでプレスリリースを行なった。

今回の法改正により、これまで商標について出願手数料70ユーロ、公開手数料25ユーロであったが、1月1日からは公開手数料が12ユーロに値下げされた。

- ドイツ特許庁のプレス発表(ドイツ語)は、こちら ---
- 改正法は、こちら ---

・英国特許庁、商標における相対的拒絶理由に関する意見公募を開始

英国特許庁は、商標における相対的拒絶理由に関する意見公募を開始した旨、2月22日付けでプレスリリースを行なった。

英国特許庁においては、商標について長年絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査を行なってきたが、1996年の欧州共同体商標(Community Trade Mark, [CTM])の導入以降、2つの審査方法が異なることから、共同体での保護が英国のみで保護を受けるよりもより簡単にえられる状況となっており、CTM出願数は増加してきている。両方の審査において絶対的拒絶理由の審査は行なわれるものの、CTMでは先行する商標の所有者が異議を唱えた場合のみ相対的拒絶理由によって拒絶される。この結果相対的理由について審査されていない先行するCTMによって、先に英国で出願した商標が相対的拒絶理由によって拒絶されることになる。このため2つの異なる制度によるユーザの混乱を回避して今後少なくとも15年間は改正の必要のない商標制度に改正することを目指して今回の意見公募を行なうもの。

意見公募の文書では、現行制度や英国特許庁推奨の案などを含め5つの選択肢がそれぞれ長所、短所とともに提示されている。意見がある場合は5月17日まで提出することができる。

なお、英国特許庁は、今回の意見公募に先立って、予備的な意見公募を昨年7月27日から10月7日まで実施している。

--- 英国特許庁のプレスリリースは、こちら ---

英国特許庁の商標における相対的拒絶理由に関する予備的な意見公募に関連する記事は、欧州知的財産ニュース2005年6～9月号 (Vol.10) を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2005年6～9月号 (Vol.10) は、こちら ---

--- 英国特許庁が昨年行なった予備的な意見公募開始のプレスリリースは、こちら ---

--- 英国特許庁が昨年行なった予備的な意見公募開始の文書は、こちら ---

意匠

・英国特許庁、意匠法の料金改正に関する意見公募を開始

英国特許庁は、新意匠登録制度の導入に伴う新料金体系の提案について意見公募を開始した旨、3月3日付けでプレスリリースを行った。

英国特許庁は、出願人により簡単、迅速、安価な意匠制度となる提案について、2005年7月12日から10月7日まで意見公募 ("public consultation") を行い、圧倒的な支持を得ることが出来たが、この結果、新制度の導入に伴って新たな料金体系の導入が必要となるもの。

新意匠制度の提案には、複数意匠出願制度 ("multiple design applidation system") 及び公開延期制度 ("Deferral of publication") の導入が含まれるが、新制度における出願手数料の値下げ提案については、2005年10月31日から2006年1月12日まで非公式な意見公募を行なったところ、レスポンスが少なかった。このため、最終的な結論を出すべく、今回の意見公募を行なうことにしたものの、3月31日まで email、郵便によりコメントを募集している。

新料金体系では、複数意匠出願時には、最初の意匠の出願及び公開料金は現在と同じ60ポンドであるが、同制度に基づいて出願される追加意匠出願の料金は、各出願とも40ポンドに減額される。また、公開延期制度は、意匠出願の即時公開を希望しない出願人のための制度であるが、出願時から最大12ヶ月まで公開をしたくない出願人は、60ポンドではなく40ポンドを支払えばよく (複数意匠出願における追加意匠出願においては40ポンドではなく20ポンド)、もし出願人がその後公開請求を行なう場合は一律20ポンドを追加で支払えばよい。

英国特許庁では、2006年10月1日に新たな意匠出願制度に伴う出願時の値下げ料金

の導入を目指している。

--- 英国特許庁のプレスリリースは、こちら ---

・OHIM、共同体商標・意匠分野の学術論文に対する賞を設置

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、共同体商標意匠分野の秀でた学術論文に対して毎年賞を授与する旨、3月15日付けでプレスリリースを行った。また同時に、2006年度の申込要領なども公表した。

この賞は、EUの25の構成国において修士課程を終えたものに対して与えられ、上位6つの学術論文に対する賞金総額は2500ユーロで、その内上位2つの論文に対してはOHIMにおいて5ヶ月間研修を受けることが出来るとともに月800ユーロが与えられる。申込書類は毎年10月15日まで受け付けられ、1月15日に20の候補を公表、3月下旬に授賞式が行なわれる。

--- OHIMのプレスリリースは、こちら ---

--- 申込要項は、こちら ---

模倣品・海賊版対策

・ドイツ司法省、EUエンフォースメント指令の国内履行法の草案を配布

ドイツ司法省は、EUエンフォースメント指令（Directive 2004/48/EC）の国内履行法の意見公募を行なうための草案を配布した旨、2005年12月12日付けでプレスリリースした。

ツプリースドイツ連邦司法大臣のコメントは次の通り。海賊製品は、ドイツ経済に大きな損害を与えており、職業を奪うものだ。よって知的財産の保護は21世紀における要請に合致するもので、今後も注意を払っていきたい。

この草案においては、EUエンフォースメント指令における第8条情報権（Right of information）の扱いなどが注目されるが、主な特徴は以下の通り。

- ・知財関係の侵害において、権利者側に有る立証責任の負担を軽減すべく、権利者は、侵害者に対して関連文書の開示を要求したり、立ち入り調査を行なうことが出来る。
- ・権利者は、知的財産に関する権利の侵害者が確定することになった判決を公表することを要求することが出来る。

- ・ 所定の条件の下において権利者が、直接の侵害者ではない第三者に情報を要求する権利を有する。
- ・ 地理的表示(Geographical Indications, GI)及び原産地呼称(Designation of Origin)の保護に関して、EU法において保護されることに鑑み、商標法を改正して犯罪行為として扱う。
- ・ 暫定処分(interim relief)は、仮の処分であるものの通常の裁判に比べて決定が迅速で立証責任が軽いが、侵害に対する迅速な対応が求められる知財関係の侵害事件の特殊性に鑑みて通常の裁判の決定並みのものとして扱う。

この新法案が後にドイツ国会を通ればドイツの特許、実用新案、商標、意匠、著作権のエンフォースメントに影響が及ぶことになり、海賊版の生産を阻止し、知的財産の強化に貢献する。

なお、EUエンフォースメント指令は、2004年4月29日に採択されており、各EU構成国は2年以内に国内法によって履行する義務を負っている。EU構成国25カ国のうち期限内の2006年4月29日までに履行を達成できそうな国は半分程度に過ぎない。

--- ドイツ司法省のプレスリリース(ドイツ語)は、こちら ---

--- 上記プレスリリースの英語(仮訳)は、こちら ---

--- 法律案自体は、こちら ---

--- 知的財産権に関するエンフォースメント指令(Directive 2004/48/EC)は、こちら ---
エンフォースメント指令の関連記事は、欧州知的財産ニュース2004年6月号(Vol.2)及び創刊号(Vol.1)を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2004年6月号(Vol.2)は、こちら ---

--- 欧州知的財産ニュース2004年創刊号(Vol.1)は、こちら ---

・ 欧州委員会、EU税関水際における模倣品・海賊版差止実績(2004)を公表

欧州委員会(European Commission)の税制・関税同盟総局(Taxation and Customs Union DG)は2004年におけるEUおよび各国のEU税関水際における模倣品・海賊版の差止実績を2月までに公表した。

主な特徴は、次の通り。

- ・ 差止点数は、1998年と比較し1000%増加しており、2004年には1億点以上が差止められ前年(9220万点)比12.3%の増加。
- ・ 差止品目の上位は、たばこ40%(4159万点)、CD・DVD・ゲームなど18%、おもちゃ17%。
- ・ 差止品目の対前年比で見ると、コンピュータ機器が899%増、電気機器が707%増、食品・アルコール・飲み物が197%増、衣類関係が102%増などとなっている。

- ・差止件数は、22,311件で、前年の10,709件から108%増加。
- ・差止件数のトップは13,928件の衣類関係で63%を占め、対前年比では電気機器が約4倍、食品・アルコール・飲み物が約3.4倍などとなっている。

--- 欧州委員会のプレスリリースは、こちら ---

--- EUの2004年の統計は、こちら ---

昨年の関連記事は、欧州知的財産ニュース2005年1・2月号 (Vol.7) を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2005年1・2月号 (Vol.7) は、こちら ---

・ユニオン・デ・ファブリカン、第11回欧州知的財産権フォーラムをパリで開催

3月21, 22日の両日、パリにおいてユニオン・デ・ファブリカン(注1)主催の第11回欧州知的財産権フォーラムが開催された。

フランソワ・ロース (François Loos) 産業担当大臣 (Minister of Industry) のオープニングスピーチ、バティステリ (Benoit Battistelli) フランス特許庁 (Institut National de la Propriete Industrielle, INPI) 長官 (Chief Executive Officer) のスピーチに続いて、欧州議会 (European Commission)、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)、国際商標協会 (INTA) (注2)、国際刑事警察機構 (Interpol) (注3)、裁判所その他、国際商業会議所 (ICC) (注4)、ナイキ、ルイヴィトン (Louis Vuitton Malletier)、キャノンヨーロッパなどの民間企業もスピーカとして参加した。

フランス特許庁は、同フォーラムについて3月23日付けでプレスリリースを発表している。

これによると、ロース産業担当大臣のスピーチ要旨は次の通り。知的財産の保護とイノベーションの促進は不可分の関係にあり、フランス産業の戦略的な成長などにイノベーションは非常に重要であるが、税関で押収される模倣品が増加するなど、模倣品の増加はフランス経済に相当の影響を与えている。政府は2004年から模倣品に対する国際協力を目的とした戦略プランに従っており、フランス特許庁などが5百万ユーロの予算で模倣品に関する国家的キャンペーンを開始したりしている。EUとしての模倣品に対する戦略は最も重要である。

(注1) ユニオン・デ・ファブリカン

フランス企業数社によって、1872年に設立され、1877年にはフランスの公益社団法人になった。世界各国の有名ブランドメーカーが会員となり、現在の会員企業は約400社。2005年には、ユニオン・デ・ファブリカンの日本における法人として「有限責任中間法人ユニオン・デ・ファブリカン東京」が設立され会員企業は有名ブランドメーカーなど約70社。活動目的は、会員メーカーの知的財産権を保護するとともに、一般消費

者の利益を守ること。

(注2) 国際商標協会 (INTA: International Trademark Association)

前進である米国商標協会 (US Trademark Association) は、非営利団体として1878年に貿易商・製造業社17社によって設立された。目的は商標権者の保護と促進、有用な法制の確保など。1993年より現在の名称。会員は、企業、弁護士・弁理士事務所など170カ国以上4,300社以上。本部事務局はニューヨーク。

(注3) 国際刑事警察機構 (ICPO: International Criminal Police Organization)

通称 Interpol。1923年設立。刑事警察の国際組織。本部はリヨン。日本を含め181カ国が加盟。主な任務は警察機関の国際協力の推進で、国境をまたぐ国際的な事件への対処など。

(注4) 国際商業会議所 (ICC: International Chamber of Commerce)

設立は1920年開催の設立総会にさかのぼり、国際貿易と投資促進、世界経済に関する問題への提言などを目的として、現在世界130カ国、約7,400社の会員を有する。事務局はパリ。事務総長は、ギ・セバン (Guy SEBBAN) 氏。

--- フランス特許庁のプレスリリース (フランス語) は、こちら ---

--- 同プレスリリースの英語版要約は、こちら ---

--- コンフェレンスのプログラムは、こちら ---

--- ユニオン・デ・ファブリカンのホームページは、こちら ---

特許情報・電子出願

・アイスランド特許庁、知的財産に関する2005年の統計を公表

アイスランド特許庁は、特許、商標、意匠の出願数は2005年も引き続いて増加した旨、1月18日付けでプレスリリースを行なった。

特許出願件数は対前年比11%の増加、商標出願件数は同16%の増加、意匠出願件数は同58%の増加であった。

--- アイスランド特許庁のプレスリリースは、こちら ---

・ラトビア特許庁、知的財産に関する2005年の統計を公表

ラトビア特許庁は、特許、商標、意匠に関する2005年の統計を1月に公表した。

商標出願件数は5790件、内マドリッドルートの出願は3938件で共に昨年に続いての減少。登録件数も、5422件と昨年に続いて減少した。

意匠出願件数は、2005年の出願件数は70件で2003年の272件から引き続いて減少、登録件数は102件であった。

--- ラトビア特許庁のプレスリリースは、こちら ---

・WIPO、国際特許分類 (IPC) フォーラムを開催

世界知的所有権機関 (WIPO) は、2月13日国際特許分類 (IPC, International Patent Classification) フォーラムを開催した。

このフォーラムは、IPC第8版の公表 (昨年7月)、ストラスブール協定発効30年 (昨年10月)、IPC第8版発効 (2006年1月1日) を記念して行われたもので、その目的は、次の3つ。

- ・特許情報のアクセス及び検索におけるIPCの役割についての議論
- ・IPCリフォームの本質についての検討
- ・リフォームがユーザにもたらす利益にハイライトを当てること

フォーラムでは、WIPOの他、EPO、JPOなどがプレゼンテーションを行なった。参加者は、34カ国、5機関、3団体ほか。

--- WIPOのフォーラムの案内は、こちら ---

--- フォーラムのプログラムは、こちら ---

・キプロス共和国、2005年の商標、特許に関する統計を発表

キプロス共和国 (Republic of Cyprus) (注) の企業局 (Department of Registrar of Companies and Official Receiver) は、2005年の商標、特許に関する統計を2006年1月発表した。

この統計によると、商標出願件数は、1,040件 (昨年1,445件) に減少したが、マドリッドルートの出願は2,345件 (同2,009件) と増加した。また、特許出願件数は、国内出願が64件 (同94件)、PCT出願は4件 (同5件) とともに減少した。

(注)

キプロス共和国の、EPC及びPCTの効力発生日は1998年4月1日。

--- キプロス共和国企業局発表の統計は、こちら ---

・エストニア特許庁、特許、実用新案、商標、意匠に関する統計を発表

エストニア特許庁は、2005年の特許、実用新案、商標、意匠に関する統計を2月までに発表した。

この統計によると、特許出願件数は、国内出願が38件、PCT出願が10件、また実用新案出願件数は87件、商標出願件数は1,737件、意匠出願件数は93件。

--- エストニア特許庁の2005年の統計は、こちら ---

・OECD、「特許統計の概要 2005」を公表

経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development, OECD) は、「特許統計の概要 2005」(Compendium of Patent Statistics 2005)を2月に公表した。

OECDでは、データベース及び方法論の開発、研究者や政策作成者のためのデータアクセシビリティの改善の目的で特許プロジェクトを進めているが、2005年の特許に関する比較データが利用可能となった。ここで用いられている特許指標は、OECDメンバー国及び非メンバー国の広きに亘るイノヴェーティブな活動の最近の傾向を反映するように特にデザインされたもの。

「特許統計の概要 2005」中の主なトピックスは次のとおり。

- ・EPOの出願件数は、1991年の6万件から2002年の11万件に増加。
- ・USPTOの特許登録件数は、1991年の10.7万件から2002年の22.1万件に増加。
- ・PCT出願の利用が進んでおり、1991年の2.4万件から2002年には11万件に増加。
- ・米国はバイオテクノロジー及びICT関係の特許が、日本はICT関係の特許が強い。
- ・日本が持つEPO特許をと、外国居住者が所有するあるいは外国居住者と共有する特許はわずか3.7%、1名以上の外人発明者を含む特許はわずか3%に過ぎないのに比べると、ロシアやブラジル、中国、インドなどの非メンバー国は非常に国際化が進んでいる。

なお、この特許統計は、JPO、EPO、USPTO、WIPO、ECなどからなる特許統計についての作業部会のメンバーによる協力によって作成されている。

--- OECDの「特許統計の概要 2005」は、こちら ---

・WIPO、2005年のPCT出願数は13.4万件(前年比9.4%増)と発表

世界知的所有権機関(WIPO)は、2005年のPCT出願数が13.4万件以上と2004年(12.2万件)に比べて9.4%増加した旨、WIPO magazine 1・2月号で公表した。

2005年のPCT出願数の企業別ランキングは、上位5社は昨年と変化なくフィリップス(2,492件)、松下電器(2,021件)、シーメンス(1,402件)、ノキア(898件)、ボッシュ(843件)。

また、国別ランキングは、アメリカ(45,111件)、日本(25,145件)、ドイツ(15,870件)、フランス(5,522件)、イギリス(5,115件)に続いて韓国(4,747件)がオランダを抜いて6位となった他、中国(2,452件)がカナダ、イタリアなどを抜いて10位となった。対前年比の増加でみると、中国(43.7%増)、韓国(33.6%増)、日本(24.3%増)の他、フィンランド(11.6%増)、オーストラリア(10.1%増)もそれぞれ2桁の伸びを記録している。

Gurry 事務局次長によると、「2000年と比べると日本、韓国、中国からの出願数はそれぞれ162%、200%、212%増加」しており、北東アジアからの出願の伸び率の高さを強調した。この3カ国で全出願の4分の1になる。

(注) 件数はいずれも推定値。

--- WIPO magazine 1・2月号は、こちら ---

--- WIPOがプレスリリースしたPCT出願に関する統計は、こちら ---

・ドイツ特許・商標庁、2005年の知的財産に関する統計を公表

ドイツ特許・商標庁(GPTO)は、2005年の知的財産に関する統計及び、シャーデ長官のコメントを3月10日付けで公表した。

シャーデ長官のコメントは次の通り。商標出願は7%の増加、特許出願も増加傾向にあって特許審査請求は1,000件増加しており、庁としては厳しい状況に有る。特許出願を分野別にみると、車の製造に関する分野が特許出願を何年もリードしてきており、出願の約半分が自動車会社の有る南部の2つの州からで、一方旧東ドイツの遅れが目立っている。特許審査官については、2005年は処理を10%アップすることが出来た。

また、庁として“DPMakurier”など電子サービスの改善・開発に努めてきているが、3月

10日からは“DEPATISnet”経由でページの制約を受けることなく文献の電子データをダウンロード、印刷することが出来るようになった。

今回公表された2005年の知的財産関係の統計の概要は以下の通り。

- ・特許出願は、出願件数は2005年は60,222件と、2004年の59,234件から1.7%増加。最終処分を行なった件数は36,064件で6.5%増加し、うち特許登録件数は17,425件で3.6%増加。現在有効な登録特許の総数は434,723件と5.6%の増加。
- ・実用新案出願件数は20,418件で0.7%増加。商標出願件数は70,926件で7.6%増加。意匠出願件数は48,083件で-0.4%。
- ・予算は、歳入が244.9百万ユーロ(対前年比-2.5%)、歳出が218.1百万ユーロ(対前年比-3.0%)。
- ・従業員数は、2,627人から2,599人に1.1%減少。
- ・州毎の出願比率は、バイエルン州28.3%、バーデン・ビュルテンベルク州26.5%と自動車産業を抱える南部2州に続いて、ルール工業地帯があるノルトライン・ヴェストファーレン州16.9%。
- ・特許出願をIPCのクラス別にみると、出願の多い順にB60(車両一般)、F16(機械要素または単位)、G01(測定、試験)、H01(基本的電気素子)、A61(医学または獣医学)、H04(電気通信技術)など。
- ・特許出願の企業別ランキングでは、シーメンス(2,398件)、ロバートボッシュ(2,149件)、ダイムラー・クライスラー社(1,899件)、インフィニオン・テクノロジー(1,448件。半導体メーカー)、フォルクスワーゲン社(859件)、BASF AG(631件。化学品メーカー)、デンソー(625件)など。

--- ドイツ司法省のプレスリリース(ドイツ語)は、こちら ---

--- 上記プレスリリースの英語(仮訳)は、こちら ---

--- 2005年の知的財産関係の統計は、こちら ---

ドイツ特許庁が2004年10月1日から開始した新しい情報提供サービス“DPMkurier”については、欧州知的財産ニュース2005年10～12月号(Vol.11)を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2005年10～12月号(Vol.11)は、こちら ---

・ドイツ連邦特許裁判所、2005年の統計を公表

ドイツ連邦特許裁判所及びドイツ特許・商標庁(German Patent and Trade Mark Office, GPTO)の2005年統計が、ドイツ特許・商標庁発行の雑誌BLPMZ(Blatt für Patent-, Muster- und Zeichenwesen)2006年3月号で公表された。

これによると、2005年の新受件数は3,606件、既済件数は3,631件、審理中

件数は7,431件。この中でも商標関係のものが多く、新受、既済、審理中の各案件は、それぞれ1496件、2282件、3123件。

--- ドイツ連邦特許裁判所、ドイツ特許・商標庁の統計は、こちら ---

その他

・イタリアにおける新知的財産法(原文)

イタリアでは、2005年3月19日に新しい知的財産法が発効したが、その原文を掲載。

その第1条によると、この法律は、特許、実用新案、商標、原産地名称 (appellations of origin)、地理的表示 (geographical indications)、意匠、半導体構造 (Topography of Semiconductors)、営業秘密 (trade secrets)、植物品種 (plant varieties)、不公正貿易慣行 (unfair trade practices)、模倣 (counterfeiting) と不法使用 (usurpation) を含む海賊行為 (Piracy) に適用される。また、商標には、会社名、商号 (sign)、ドメイン名も含まれる。

--- 知的財産法自体(イタリア語)は、こちら ---

・オーストラリア特許庁、カードによる料金支払いを開始

オーストラリア特許庁は、2月1日からキャッシュ・ディスペンサーやマエストロ・カード (Maestro-Card) を用いて、料金を払うことが可能になった旨、2月7日付けでプレスリリースを行なった。

それ以前は、銀行からの振込みを行なうか、郵便局 (post office) または郵便貯蓄銀行 (post office savings bank) において振り込む必要があった。2月1日からは、オーストラリア特許庁が新たに設立したカスタマーセンターにおいて、キャッシュ・ディスペンサーやマエストロ・カード (Maestro-Card) を用いて料金を支払うことが可能である。特許、商標において適用される。セキュリティ上の理由により、1日に扱うことができる金額は1,200ユーロに制限されている。

--- オーストラリア特許庁のプレスリリース (ドイツ語) は、こちら ---

--- 同プレスリリースの英語 (仮訳) は、こちら ---

・スイス連邦特許庁、WCTとWPPTの批准、及び著作権法改正を決定

スイス連邦特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)の著作権条約(World Copyright Treaty:WCT)、実演・レコード条約(World Performance and Phonograms Treaty:WPPT)の批准、及び著作権法の部分改正を行なうことをスイス連邦会議(Federal Council、スイスの内閣に相当。)が3月10日に決定を行なった旨、同日付けでプレスリリースを行なった。

文学作品、芸術作品の海賊版は世界的には取引の7～9%に相当するとも言われており、今回のスイス連邦会議の決定はこれに歯止めをかけることを目的としたもの。その実現の為にはスイスも著作権法の国際的ハーモを行い、WIPOの127のメンバー国が合意した2つの条約に見合った保護レベルになるように法改正を行なう必要が有る。

改正には、CDやDVDのコピープロテクションソフトやインターネットのアクセスバリアといった技術の迂回の禁止が導入される予定で、禁止にはこれらの保護手段を迂回するためのサービスの提供や、迂回ソフトの生産や配布も含まれる。

--- スイス連邦特許庁のプレスリリース(ドイツ語)は、こちら ---

--- 上記プレスリリースの英語(仮訳)は、こちら ---

・英国特許庁、ISO 9001:2000の資格更新

英国特許庁(UK Patent Office)は、ISO 9001:2000(注1)の資格更新(re-certification)の認定を受けた旨、3月10日付けでプレスリリースを行なった。特許付与までのプロセスに対する資格に加え、サーチ、助言サービスも新たに資格の対象となった。この資格更新を受けた特許庁は世界で唯一。特許部長のSean Dennehey氏のコメントは次の通り。「素晴らしい偉業の達成だ。今回の国際標準の資格更新は、我々が品質、及び顧客のニーズを満たすことに対して如何に真剣に取り組んでいるかを客観的に証明するものである。」

また、英国特許庁は、2005年11月30日付けのプレスリリースで、ユーザサービスに対する品質に関して5回目の内閣府によるチャーター・マーク(The Cabinet Office's Charter Mark)(注2)を受賞した旨公表している。年報のデザイン、ウェブサイト、環境管理システムなどが評価された。第1回目の受賞は1993年。

(注1) ISO 9001:2000

ISO 9001:2000は、品質マネジメントシステム関係の国際標準化機構

(International Organization for Standardization、ISO)による規格。ISO9000の規格は1987年に制定された。ISO9000シリーズの中でISO9001は、品質マネジメントシステム - 要求事項を規定している。組織(企業等)が顧客のニーズに応えるためには、ニーズに関する情報を吸い上げ(インプット)、製品やサービスに反映して提供する(アウトプット)必要がある。このインプットをアウトプットに変換することをISOでは「プロセス」と呼ぶ。絶えず変化する顧客ニーズに応えるために、プロセスを継続的に改善していくことを品質マネジメントシステムと言う。品質マネジメントシステムの要求事項を規定しているのが、ISO9000シリーズの中のISO9001。

(注2) チャーター・マーク

英国において、民間サービスにおける企業(サービス提供者)と消費者(サービス消費者・利用者)の関係を公共サービスに導入し、行政と住民をそれぞれサービス提供者、公共サービス利用者と位置付け、行政は国民ののぞくサービスを提供する義務が有ると言う考えを明確にした、公共サービス改善のための画期的な施策シティズンズ・チャーターが1991年公表され、内閣府に窓口が設置された。行政は公共サービスについて達成されるべきサービスの水準や、達成されない場合の措置、是正手段を住民に分かり易く提示することが求められる。国によるナショナル・チャーター(労働、教育など)と地方自治体によるローカル・チャーターが有る。チャーター・マークは各チャーターのうち特に優れたチャーターを表彰する制度で各団体からの申請により審査パネルが、利用者が満足しているかなど10の基準に基づいて審査して決定。3年間有効。受賞後はロゴ・マークを使用できる。

--- 英国特許庁のISOに関するプレスリリースは、こちら ---

--- 英国特許庁のチャーター・マークに関するプレスリリースは、こちら ---

・英国特許庁、大英図書館IPセンターのオープンを歓迎と発表

英国特許庁は、大英図書館IPセンターのオープンを歓迎する旨、3月14日付けでプレスリリースを行なった。

同センターは、新ビジネスを立ち上げようとする起業家を支援するために設けられたもので、3月9日から利用可能となった。この5年で、25000の新たなビジネスの展開を支援することを目指す。

--- 英国特許庁のプレスリリースは、こちら ---

--- 大英図書館IPセンターのホームページは、こちら ---

・ドイツ連邦司法省、著作権法の改正案を決定

ドイツ連邦司法省 (Federal Minister of Justice) は、ドイツ連邦政府が著作権法の改正案を決定した旨、3月22日付けでプレスリリースを行った。

ブリギッテ・ツィプリース (Ms. Brigitte Zypries) 司法省大臣は、デジタル時代にふさわしい著作権法になる、と強調した。

改正案の主な特徴は、以下の通り。

1. インターネットなどで非合法的なコンテンツが合法か否かが不明瞭な状態で提供されていた場合における個人使用目的のコピーの禁止
2. コンテンツのプロテクト解除の禁止
3. 装置、記録媒体、個人使用目的のコピーを考慮した適正な権利使用料
4. 装置生産者、徴収者の連携による権利使用料の枠組み
5. コンテンツ配信、記録の新技术に対する柔軟性
6. 映画産業への配慮
7. 図書館、美術館等におけるデジタルデータ作成装置設置や限定的なデータ送付の規定

なお、ドイツでは著作権法については、EU著作権指令 (EU Copyright Directive) の履行のための改正を既に行っており、2003年9月13日に発効している。

--- ドイツ司法省のプレスリリース (ドイツ語) は、こちら ---

--- 著作権法改正案は、こちら ---

・EPO、オンライン料金支払いシステムに新機能を追加

EPOは、2005年12月からオンライン料金支払いシステムに新たに支払い計画 (“payment plan”) 機能を付加した旨、3月30日発行のOfficial Journalで公表した。

EPOでは、2003年にオンライン・料金支払いシステムの導入によりEPOに預金口座を設けたユーザは“My.epoline”ポータルを通してオンラインによって口座を管理できるが、この新機能により、10, 14, 30, 40日後の料金の合計がオンラインでチェックできる。ユーザは自分の口座に十分な資金が有るか確認できる。さらに、この機能にアクセスできる人、料金を支払い出来る人、口座を見ることを出来る人をユーザが決定することも出来る。また割引を受ける資格が有る場合は自動的に割引料が計算される。

--- EPOのOfficial Journal は、こちら ---